

令和2年 12 月 25 日(金)

萩生田文部科学大臣の閣議後記者会見における冒頭発言(抜粋)

- 児童生徒等にわいせつ行為を行った教員への厳正な対応のための法改正の検討状況及び今後の方策について申し上げます。
  
- 文部科学省としては、こうした教員が二度と教壇に立つことがないように、懲戒免職等により教員免許状が失効した者の欠格期間を実質的に無期限に延長できないかと考え、教育職員免許法の改正について、内閣法制局等と相談を重ねてきましたが、いまだ法制上乗り越えられない課題があり、次期通常国会に内閣提出法案として提出できる状況には至りませんでした。  
今後も、関係省庁と相談を続けるとともに、他の方策で実効性があると考えられるものを速やかに実行してまいりたいと思います。
  
- これまでの検討経緯等は(中略)、
  - ・児童生徒等にわいせつ行為を行い懲戒免職となった者に、無期限に教員免許状を授与しないとするについては、現行法上、例えば殺人罪などの重罪を犯し懲役刑に処せられた場合でも、刑の執行後 10 年で刑が消滅することなどとの均衡上、法制的に採ることができませんでした。
  - ・次に、専門家のお話では、「小児性愛」に該当する者は子供と身近に関わる環境下でわいせつ行為を行うおそれがあるとの指摘があることを踏まえ、その診断を受けた者に教員免許状を授与しないとするのを検討しましたが、内閣法制局から「小児性愛」は概念が十分に明確とは言えないとの指摘を受け、厚労省にも照会し、私も田村大臣とも話合いをしましたがけれども、現状では疾病として診断基準等が確立されているとは言えないとの回答であり、現時点では、適用範囲の明確さが求められる法令上の欠格事由として規定することはできないと判断せざるを得ませんでした。

- このような状況から、法改正は引き続きの検討課題となりますが、文科省として、可能な限りの手立てを講じるという強い思いを持ってこの問題に取り組んでまいりたいと思います。
- その一つとして、(中略)文部科学省が教員採用権者に提供している過去の免許状失効歴を簡便に参照できる「官報情報検索ツール」について、来年2月中旬に検索可能期間を「直近 40 年間」に大幅延長することを既に決定をしておりますが、このツールの実効性を高めるために、新たに省令を改正し、懲戒免職の事由が児童生徒等に対するわいせつ行為であることが判別できるようにします。
- また、教員採用時の書類の様式につきまして、処分歴等の記入欄を設け、詳細な記載を求めている地方公共団体の例や参考様式を示し、工夫・改善を要望して、要請してまいりたいと思います。
- このほか、児童生徒等にわいせつ行為を行った教員を原則として懲戒免職処分とすることや、遺漏なく告発することを徹底するとともに、教員が児童生徒等と私的な SNS などによるやりとりを行わないことの明確化なども含め、予防的な取組を推進をいたします。
- なお、この問題は教員だけでなく、保育士ですとか、子供と日常的に接する職種に共通する課題であります。例えばイギリスでは、そうした職種に人の雇用をする場合に、DBS という公的機関が発行する無犯罪証明書を求める仕組みがあり、参考になると考えています。

本日、閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」でも、海外の例も参考にしつつ検討する旨が盛り込まれており、文科省としても、そうした検討にも積極的に協力してまいりたいと思います。